平成２５年（家）第６１１号
本籍長崎県佐世保市島瀬町115番地、最後の住所三重県松阪市小阿坂町1986番地
不在者　川井　峰男
昭和19年６月16日生
平成26年８月29日失踪宣告審判確定
津家庭裁判所松阪支部裁判所書記官

平成２６年（家）第８１号
本籍山口県徳山市大字久米2298番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　樫部國之烝
明治12年２月12日生
平成26年10月２日失踪宣告審判確定
山口家庭裁判所周南支部裁判所書記官

平成２５年（家）第１２９０号
本籍徳島県鳴門市大津町大代679番地２、最後の住所本籍に同じ
不在者　谷垣　俊一
昭和２年11月９日生
平成26年10月２日失踪宣告審判確定
徳島家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第７号
本籍沖縄県国頭郡本部町字浜元124番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　仲宗根盛夫
昭和30年５月５日生
平成26年９月30日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所名護支部裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１８０号
兵庫県明石市大久保町山手台２丁目85番６号
債務者　株式会社甲南出版社
代表者代表取締役　山本　省八
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　唯人
4　破産債権の届出期間　平成26年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月３日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第９５３０号
神奈川県川崎市高津区坂戸３丁目17―10―502
債務者　大池　洋子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　圭輔
4　破産債権の届出期間　平成26年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５５１号
埼玉県富士見市貝塚１丁目１―12
債務者　林下純一郎
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　優仁
4　破産債権の届出期間　平成26年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月27日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５６１号
東京都江戸川区南葛西３丁目22―19―903
債務者　眞正　和久（旧姓馬越）
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤浪　　努
4　破産債権の届出期間　平成26年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５６２号
埼玉県八潮市大字南川崎19―１　オンダ・エルドラド八潮Ⅱ301
債務者　志賀　春夫
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　智美
4　破産債権の届出期間　平成26年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５６４号
埼玉県狭山市大字水野467―103　ＫＵハイツⅡ―202
債務者　辻合　隆行
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸小　淳二
4　破産債権の届出期間　平成26年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５８６号
埼玉県蓮田市馬込１―139―201、住民票上の住所埼玉県さいたま市北区今羽町477―10―８―505
債務者　吉田　　武
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大胡　　誠
4　破産債権の届出期間　平成26年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５９４号
東京都北区滝野川６丁目76―１―301
債務者　田尻　哲也
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　水脈子
4　破産債権の届出期間　平成26年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５９５号
東京都葛飾区白鳥２―20―15―206、住民票上の住所東京都江戸川区本一色１丁目４―12　ＬＡＮＡＩ　1521　301
債務者　西　　利子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅木　佳則
4　破産債権の届出期間　平成26年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月27日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５９９号
東京都板橋区蓮根２丁目30―16―503
債務者　田村　昌一
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮口　裕幸
4　破産債権の届出期間　平成26年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６００号
東京都板橋区蓮根２丁目30―16―503
債務者　田村　恵子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮口　裕幸
4　破産債権の届出期間　平成26年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部